

議案第 1 1 5 号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 3 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立北沢学園中学校を設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和 3 9 年 3 月世田谷区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の部に次のように加える。

同北沢学園中学校 同 北沢四丁目 3 2 番 2 0 号

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。